

# 海南市立第三中学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月19日 作成

平成26年4月 改定

平成27年8月 改定

平成29年8月 改定

平成30年4月 改定

## 目 次

1	はじめに	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの理解	1
	(1) いじめに見られる集団構造	1
	(2) いじめの態様	2
4	いじめの防止等の学校の取組	2
	(1) いじめの防止等の対策のための組織	2
	(2) いじめの防止	3
	ア 道徳教育及び体験活動等の充実	
	イ 生徒会活動等の活性化	
	ウ 生徒の人権意識の向上	
	エ 授業づくりの工夫・改善	
	オ 開かれた学校づくり	
	カ インターネット上のいじめの防止	
	(3) いじめの早期発見	3
	ア アンケート調査等の実施	
	イ 教育相談体制の充実	
	(4) いじめへの対処	4
	ア 安全確認	
	イ 事実確認	
	ウ 指導・支援・助言	
	エ 情報提供	
	オ 関係機関との連携	
	カ インターネット上のいじめへの対応	
	キ 継続的な指導・支援	
	(5) 家庭・地域との連携	5
	(6) 教職員の資質と能力の向上	5
	(7) 取組内容の点検・評価	5
5	重大事態への対処	5
	(1) 重大事態の判断	5
	(2) 重大事態に関する報告、調査の実施、結果の報告と提供	5
6	年間計画	6
《参考資料》		
	重大事態対応フロー図	7
	「いじめ問題への取組について」のチェックポイント	8
	いじめを見抜くチェックポイント	9
	教職員の自己チェックシート	10

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為であり、本校を含めた全ての学校で起こり得るものである。

本方針は、平成25年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）第13条に基づき、国・和歌山県・海南市の「いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」という。）を踏まえ、保護者や地域の方々、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的に「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処」（以下、「いじめの防止等」という。）を総合的・効果的に推進するために作成する。

なお、本校のいじめ認知件数は、平成26年度以降、7件(27.1%)・2件(8.7%)・2件(9.5%)・4件(19.0%)と推移しており、認知件数の状況は、全国・県の状況を下回っているため、今後とも積極的な認知に努めることとする。

## 2 いじめの定義

### 【法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義は、法第2条で上記のように規定されており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが国の「基本方針」で示されている。

この定義は、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」で平成18年度以降採られている「『いじめ』とは、『当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。』とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」と基本的に同様のものであり、それはこれまで本校が「いじめ」の判断基準としてきたものである。

また、いじめの認知については、国の「基本方針」に示された次の事項に留意して行うこととされているが、平成29年3月14日の改定によって「けんかは除く」とされていたものが「けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」とされたことに、十分留意するものとする。

- ◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指すこと。
- ◆「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味すること。
- ◆外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとること。

## 3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

## (1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在となる。

また、仲が良く見える集団において、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要している場<sup>1</sup>など、周囲の者からは見えにくい構造がある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

## (2) いじめの態様

いじめは、冷やかしかからかい、悪口など、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしかからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、国の「基本方針」に示された次のような例を参考にしながら判断するものとする。

<暴力を伴うもの>

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする【暴行】
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする【暴行・傷害】 など

<暴力を伴わないもの>

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる【脅迫・名誉毀損・侮辱】
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品をたかられる【恐喝】
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする【窃盗・器物損壊等】
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする【強要・強制わいせつ】
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる【脅迫・名誉毀損・侮辱・児童ポルノ提供等】
- ノートや教科書、机などに落書きをされる など

## 4 いじめの防止等の取組

### (1) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、いじめ防止対策会議を設置する。

いじめ防止対策会議の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、各学年生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー

いじめ防止対策会議は、国の「基本方針」に示された次の役割を担う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者

との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 など

## (2) いじめの防止

いじめの防止のため、教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめは卑怯な行為である」ことへの理解を促し、人権尊重精神の涵養を目的とする教育活動を行うとともに、以下の内容に留意しながら児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、よりよい人間関係を構築する能力を養う。いじめの問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

### ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

### イ 生徒会活動等の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

### ウ 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為であることを踏まえ、生徒に人権に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自他の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、生徒一人一人が大切にされ、安全・安心が確保される環境づくりに努める。

### エ 授業づくりの工夫・改善

授業規律を大切にし、生徒がわかる、できる喜びや実感を得られるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

### オ 開かれた学校づくり

いじめの防止等について、保護者への周知と定期的な情報交換に努めるとともに、学校評議員・学校関係者評価委員の制度を活用するなど、いじめ防止のために家庭、地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

### カ インターネット上のいじめの防止

生徒に SNS 等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、インターネットの利用のマナーやモラルについて学習する機会を設ける。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくりなどに関する重要性の周知徹底を図る。

## (3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、問題の複雑化・深刻化を防ぎ、早期の解決を容易にすることにつながる。日頃から児童を見守り、信頼関係の構築に努めるとともに、児童が示すささいな変化や兆候を見逃さないようにし、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

### ア アンケート調査等の実施

「Q-Uテスト」を5月と10月に実施し、2月に「学校生活アンケート」を実施する。実施に当たっては、回答の時間を十分に確保し、「記名」で行うとともに、回収する際は、学級担任に直接提出するなど、生徒が自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

学級担任等は、アンケート調査の結果について気になることがあれば、生徒指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職員に報告する。また、日常取り組んでいる生活ノートなどからの実態把握にも努める。《※実施回数及び実施時期については、6：年間計画(P6)を参照》

## イ 教育相談体制の充実

アンケート結果に被侵害行為などの訴えがあった場合は、個別に事情を聞き、保護者と連携を図りながら対応を行う。また、スクールカウンセラーなどを活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

## (4) いじめへの対処

いじめを認知した場合、次のア～クに留意して、いじめ防止対策会議が中心となって、迅速・適切に対処する。

### ア 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

### イ 事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、いじめの事実の有無を直ちに確認する。

### ウ 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめを止めさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導や保護者への助言を継続的に行い、対応したことを記録として残す。

### エ 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめをおこなった生徒の保護者に必要に応じて提供する。

### オ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮の上で、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

### カ インターネット上のいじめへの対処

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該生徒及びその保護者に了解を得て、プロバイダに削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

### キ 継続的な指導・支援

いじめ防止対策会議を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に把握する。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除けるように支援し、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導するとともに、当該生徒の保護者と連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

### ク 「いじめの解消」についての判断

平成29年3月14日改定の国の「基本方針」において、いじめが「解消している」状態として、①「いじめに係る行為が止んでいること」、②「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が少なくとも満たされている必要があるとされていることを踏まえ、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

## (5) 家庭・地域との連携

保護者や地域の方々との信頼関係を強め、家庭や地域での生徒の様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、育友会総会や保護者会、三者面談等の機会に必要な応じて情報交換を行い、学校行事への参加や連携して街頭指導を通じて、校外での生徒の様子の把握に努める。

#### (6) 教職員の資質と能力の向上

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、全ての教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に取り組む資質能力を身に付けられるよう、県教育委員会が作成した「いじめ問題対応マニュアル」や「いじめ問題対応ハンドブック」などを活用し、校内研修を行う。  
《※実施内容及び実施時期については、6：年間計画（P6）を参照》

#### (7) 取組内容の点検・評価

いじめの防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、いじめ防止対策会議を中心に学校基本方針を点検し、必要な応じて見直しを行う。

### 5 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の判断

法第28条に規定する次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際は、国立教育政策研究所が示している重大事態対応フロー図をもとに、適切な対処を直ちに行う。

○いじめにより、本校に在籍する児童等の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより、本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、重大事態の判断については、国の「基本方針」に示された次の事項等に留意する。

重大事態については、次の事項に留意する。

◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

#### (2) 重大事態に関する報告、調査の実施、結果の報告と提供

重大事態が発生したと判断した場合は、国の「基本方針」に示された内容等に留意して、次の対処を行う。

ア 海南市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）に直ちに報告する。

イ 市教育委員会の判断に基づき、学校が主体となって調査を行う場合、いじめ防止対策会議が中心となって、事実内容を明確にするための調査に当たり、その結果を市教育委員会に報告する。

ウ 市教育委員会の判断に基づき、学校の設置者（ここでは市教育委員会）が主体となって調査を行う場合、いじめ防止対策会議は、事実内容を明確にするための調査に積極的な協力を行う。

エ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。

オ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒とその保護者に提供する。

## 学校用

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

## 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）  
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)  
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)  
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

### 学校の設置者が調査主体の場合

#### ● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力



年間計画

学4数 校い字 のじ・記 組の号 と防は 対等 の	(2) いじめの防止					(3) いじめの早期発見		(4) いじめへの対処	(5) 家庭・地域との 連携	(6) 教職員の 資質能力の向上	(7) 取組内容の 点検・評価	
	ア 道徳教育及び 体験活動等の 充実	イ 生徒会 活動等の 活性化	ウ 生徒の 人権意識の 向上	エ 授業づくりの 改善と 工夫	オ 開かれた 学校づくり	カ インターネット上の いじめの防止	(ア) いじめアンケート 等の実施	(イ) 教育相談 体制の充実	キ 継続的な 指導・支援	校内研修		
年間	総合的な学習の時間に 関わる体験活動	・全校生徒が所属する 14委員会による活動 ・朝の挨拶運動	一人一人が大切にさ れ、安全・安心が確保さ れる学級づくり	・授業規律の徹底 ・現職教育 ・研究授業(全教科)	育友会・学校評議員と の情報交換			・朝の登校指導 ・昼食指導 ・昼休憩時の校内巡視 ・SC(毎週木曜日)	担任等と SC・SSWの連携	・家庭への電話連絡 ・家庭訪問		
4月				授業の進め方等につい て 【各教科担当】	授業参観 【全教職員】	「三中スマホ宣言」、家 庭でのルールづくり等の 啓発文書配布 【生徒指導部】	学校生活 アンケート(新入生) 【生徒指導部】		年度当初 各学年生徒の現状と 課題把握 【各学年主任】	・きのくに学校警察相互連 絡制度の周知文書配布 ・育友会総会でのネットラ ブル啓發文書配布 ・「いじめを見抜くチェッ クシート」(保護者用)配付 ・「三中スマホ宣言」の周知 【生徒指導部】	・『いじめ問題対応マ ニュアル』の共通理解 ・「いじめを見抜くチェッ クポイント」共通理解 【生徒指導部】	・取組内容の確認 【いじめ防止対策会議】
5月	職業体験学習 (2年生) 【第2学年担当】	いじめについて考える 学級活動 【特別活動部】	親子読書 (ゴールデンウィークによ せて) 【人権教育部】			* 情報モラル教室 【生徒指導部】	Q-Uテスト(I) 【生徒指導部】	個人面談 (アンケート結果より) 【学級担任等】				
6月	いじめを題材とした 道徳教育 【道徳部】	生徒総会 【特別活動部】		授業研究(全校)								
7月	思春期体験 (3年生) 【養護教諭】		非行防止教室 【生徒指導部】						1学期 各学年生徒の現状と 課題把握 【各学年主任】	保護者面談・学年懇談 会等 【学級担任・学年担当】		
8月	ボランティア体験 (3年生) 【第3学年担当】		・平和学習 【人権教育部】 ・「いじめ防止」に関する 標語(夏休みの課題) 【生徒指導部】			「ネット利用」に関する標 語夏休みの課題 【生徒指導部】				夜間補導 【育友会生活環境部】	・『いじめ問題対応ハン ドブック』の共通理解 ・「いじめを見抜くチェッ クポイント」共通理解 【生徒指導部】	1学期 成果等の検証 【いじめ防止対策会議】
9月		体育祭 【特別活動部・体育科】									教員用チェックシート実 施 【生徒指導部】	
10月			人権学習 【人権教育部】	授業研究(教科別・その 他)	三中!学ぼうDAY! 【全教職員】		Q-Uテスト(II) 【生徒指導部】	個人相談週間 (全校生徒対象) 【学級担任等】		・「いじめを見抜くチェッ クシート」(保護者用)配 付 【生徒指導部】		
11月		文化発表会 校内合唱大会 【特別活動部・音楽美術科】	*キッズサポートスクー ル (1年生) 【第1学年担当】	授業研究(全校)	学校開放月間 【全教職員】							
12月		校内マラソン大会 【特別活動部・体育科】							2学期 各学年生徒の現状と 課題把握 【各学年主任】	保護者面談等 【学級担任・学年担当】	2学期 成果等の検証 【いじめ防止対策会議】	
1月				授業研究(教科別)			学校生活アンケート (III) 【生徒指導部】	個人面談 (アンケート結果より) 【学級担任等】			教員用チェックシート実 施 【生徒指導部】	
2月										新入生説明会での 保護者への啓発 【生徒指導部】		
3月	立志式 (2年生) 【第2学年担当】								年度末 各学年生徒の現状と 課題把握 【各学年主任】	保護者面談・学年懇談 会等 【学級担任・学年担当】	年間成果等の検証と 次年度への確認 【いじめ防止対策会議】	

\*の取組は、年度によって実施月が異なる場合があります。

# 「いじめ問題への取組について」のチェックポイント

(いじめ問題への取組の徹底について 平成18年10月19日付け 18文科初第711号)

〈趣 旨〉

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教育委員会の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものです。

「いじめ」の定義を踏まえて、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

〈チェックポイント〉 A⇒できている B⇒概ねできている C⇒あまりできていない D⇒まったくできていない

□「指導体制」におけるチェック項目	A	B	C	D
(1)いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。				
(2)いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。				
(3)いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。				
□「教育指導」におけるチェック項目	A	B	C	D
(4)お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にしている指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。				
(5)学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。				
(6)道徳、学級(ホームルーム)活動、総合的な学習の時間等にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。				
(7)学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。				
(8)児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。				
(9)教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。				
(10)いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。				
(11)いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。				
(12)いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。				
□「早期発見・早期対応」におけるチェック項目	A	B	C	D
(13)教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。				
(14)児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。				
(15)いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。				
(16)児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。				
(17)いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。				
(18)いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。				
(19)校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。				
(20)学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。				
(21)教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。				
(22)児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。				
□「家庭・地域社会との連携」におけるチェック項目	A	B	C	D
(23)学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めているか。				
(24)家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。				
(25)いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。				
(26)PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。				

# いじめを見抜くチェックポイント

学校名 : 海南市立第三中学校

## ●登校時・朝の会等

- 欠席・遅刻・早退が多くなる。
- 元気がない、浮かない顔をしている。
- 教師と視線を合わせようとししない。
- 教師の問いかけに答えようとししない。
- 服装に汚れが目立つ。

## ●授業時間

- 発表時に、周囲の子が咳払い・不適切・空気を読めない発言がある。
- 特定の子が指名されたりすると、友達同士で目配せしたりする。
- 特定の子に対し、グループ活動をする時、机を離してくっつけない。
- 特定の子に対し、ペア・グループワーク学習する時など、組みたがらない。
- 席や場所が決まっていない場合、みんなが好まない所に座らされたりする。
- しんどい役割・準備・後かたづけをさせられている。
- 字が小さくなる。
- 宿題をやってこなくなる。
- 文房具をいつも貸す役にまわっている。
- 教科書にイタズラ書きをされる。

## ●昼食時

- 今まで一緒にいた友達と離れ、一人である。
- お弁当を食べる友達が変わっている。一人で食べている。
- お弁当を食べたくないからと、昼休憩中、保健室に来室する。
- お弁当を残すようになる。

## ●休み時間

- 休み中、一人で教室・ローカなどにいる。
- 持ち物をむやみに触られたり、反対に全く触られなかったりする。
- 体育館の裏やトイレ、物陰等、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- プロレスごっこ等でいつもやられ役になっている。
- からかわれたり、変なあだ名で呼ばれたりしている。
- 笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- 友達からさけられている。
- 友達と一緒にいても表情が暗い。また、不自然な笑みを浮かべている。
- 仲良くしていたグループから外れる。
- 保健室、職員室に来室することが多い。
- 不自然なケガをしている。
- 教師に普段話しかけてこない子が、急に寄り添ってくる。

## ●その他

- 友達関係ががらっとかわる。
- 掲示作品・黒板・壁等に中傷や落書きがみられる。
- 話を聴いていると涙ぐむ。
- 注意すると「遊びでやっている」と答える。
- 校内でよく不調を訴えてくる。
- 朝には見られなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等がある。
- ひそひそと話したり、メモを回したりする行動が見られる。
- 清掃中、教室で机をよせる時に、特定の生徒の机を運びたがらない
- 部活動を休むことが多くなり、理由を聞いてもはっきりしない。

## 教員の自己チェックシート

- 「日々の指導」を振り返りましょう。

観 点	
あいさつ 健康観察	<input type="checkbox"/> どの子にも同じように明るいあいさつをしていますか。 <input type="checkbox"/> あいさつをする子どもの声の調子や表情の変化に注意を払っていますか。 <input type="checkbox"/> 不調を訴える子どもの声をきちんと受け止めていますか。
授業中	<input type="checkbox"/> 子どもを否定するような言動や態度で授業に臨んではいませんか。 <input type="checkbox"/> 威圧的で乱暴な言葉遣いをしていませんか。感情的に子どもを叱っていませんか。 <input type="checkbox"/> どの子どもにも発表の機会を与えていますか。 <input type="checkbox"/> できる子、できない子という先入観を持って接していませんか。 <input type="checkbox"/> ひとりの子どもの大勢の前で叱っていませんか。 <input type="checkbox"/> 間違いや失敗を嘲笑する子どもや、学級の雰囲気をそのままにしていませんか。
休み時間	<input type="checkbox"/> 子どもの表情や活動の様子から、友だち関係を把握しようとしていますか。 <input type="checkbox"/> どの子にも同じ言葉遣いで接していますか。特定の子どもと遊んだり、話したりしていませんか。 <input type="checkbox"/> 子ども同士のトラブルを見て見ぬふりをしていませんか。 <input type="checkbox"/> 「これは遊びだ」という子どもの言葉を鵜呑みにしていませんか。
給食・弁当 清掃	<input type="checkbox"/> 給食・掃除当番等の公平な役割分担ができていますか。押しつけられている子どもはいませんか。 <input type="checkbox"/> 意図的・計画的にグループに入り、会食をしていますか。 <input type="checkbox"/> 清掃区域を必ず見回っていますか。
部活動	<input type="checkbox"/> 上下関係や実力主義の中で、理不尽な支配関係ができていませんか。 <input type="checkbox"/> トラブルの解決をすべて子ども任せにしていませんか。
その他	<input type="checkbox"/> 子どもたちを認め、ほめ、励ましていますか。 <input type="checkbox"/> 良いことは良い、悪いことは悪いと、毅然とした姿勢で指導に臨んでいますか。 <input type="checkbox"/> 真面目に頑張る子どもが、生き生きと活動できる教室にしていますか。 <input type="checkbox"/> 教室が潤いのある学習環境になるよう気を配っていますか。 <input type="checkbox"/> 子どもたちの作品・掲示物・机等に落書きや破損が見られませんか。 <input type="checkbox"/> 上げきなど、物がなくなったり、隠されたりすることはありませんか。 <input type="checkbox"/> いじめる子、いじめられる子を決めつけて見てはいませんか。

- 「学校組織」を振り返りましょう。

	<input type="checkbox"/> 教員によって、いじめに対する評価や対応が異なっていませんか。 <input type="checkbox"/> すべての職員が、話しやすく気軽に相談しやすい職場の雰囲気はできていますか。 <input type="checkbox"/> 一人ひとりの子どもが安心して生活するために統一したルールがつくられ、徹底するよう組織的に取り組んでいますか。 <input type="checkbox"/> 早期解決を急ぐあまり、いじめへの対応が原因や背景を探ることなく、表面的な指導や謝罪で終わっていませんか。 <input type="checkbox"/> 子どもへの定期的なアンケートや、教員の研修を計画的に実施していますか。
--	---